

ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内

この給付金は、児童扶養手当受給者に限らず、ひとり親世帯等※¹であって、公的年金等を受給している場合や所得超過等により『児童扶養手当が全額が支給停止となっている方』または支給停止となることが見込まれるため、『児童扶養手当の申請をされていない方』も対象となる場合があります。

※¹ 児童扶養手当法に定める「養育者」の方も対象となります。

1. 基本給付

● 給付金の対象となる方（①～③のいずれかに該当する方）

- ① 令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方
- ② 公的年金等（遺族年金、障害年金、老齢年金など）を受給していることにより、児童扶養手当の支給を受けていない方であって、平成30年の収入に公的年金等の金額を含めた場合に児童扶養手当の受給水準となる方
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方であって、令和2年2月以降の任意の1か月分の収入を12か月に換算した場合に、児童扶養手当の受給水準となる方

● 給付額

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

2. 追加給付

● 給付金の対象となる方

上記、基本給付金対象の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

● 給付額

1世帯5万円

手続きの方法などについては裏面に続きます。必ずご確認ください

給付金の支給手続き

令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方（表面1. ①に該当する方）

- ▶ **基本給付は申請不要**です
- ▶ **8月中旬**に令和2年6月分の児童扶養手当を支給している口座にお振込みします。

【ご注意ください】

- ※ **本給付金の受給を希望しない場合**や児童扶養手当の支給に当たって指定する口座を解約している場合など、**振込指定口座の変更が必要な場合**には、別途届出が必要です。該当する方は、子育て支援課までご連絡ください。

- ▶ **追加給付は申請が必要**です
- ▶ 8月の現況届の際にあわせて、確認を行い、該当する方につきましては、申請を簡易な方法で行っていただきます。
- ▶ 申請内容を確認し、**原則、申請された月の翌月末**にお振込みします。

それ以外の方（表面1. ②、③に該当する方）

- ▶ **基本給付・追加給付ともに申請が必要**です。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認、**原則、申請された月の翌月末**にお振込みします。

【申請に必要な書類】

- 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）
- 収入が確認できる書類（給与明細や年金振込通知など）
 - ②に該当する方：平成30年分の収入が確認できる書類
 - ③に該当する方：令和2年2月以降の任意の1か月分の収入が確認できる書類
- 本市にて児童扶養手当の認定を受けていない方は以下の書類も必要です。
 - 児童扶養手当の支給要件を確認できる書類（戸籍謄本または抄本など）
 - 通帳やキャッシュカードの写し（本人名義のものに限る。）

ご不明な点や詳細につきましては、お問い合わせください。

天草市役所天草市子育て支援課子ども福祉係

電話：0969（27）5400

※ 詳細につきましては、天草市ホームページでもご確認いただけます。

